

# 伊藤忠エネクスの延長保証プラン



## 販売店マニュアル

販売店さまに遵守いただく事項を記載しています  
ご利用にあたり事前に必ず一読ください

## ● 全体の流れ(お申込み)

お車販売

対象内車両である事をご確認ください。  
中古車保証サービス販売向けガイドライン  
└ 第6条1~5

お申し込み

専用URLから申込内容・お客様情報・車両情報をご入力いただき  
お客様に 特別規約/個人情報/反社/重要事項説明の同意ならびに署名をい  
ただいてください  
(サインいただけましたら完了通知がお客様/販売店様に送られます)  
※申し込みは以上になります、以下のフローに沿って整備・必要書類の準備を  
お願いいたします

納車前点検/名義変更

認証/指定整備工場で「法定12ヶ月以上の点検」と「納車前整備チェックシート記  
載」のを実施してください  
└ 法定12ヶ月以上の点検実施後、記録簿への記載をお願いします  
└ 納車前整備チェックシートはお申し込みインターフェースTOPページからDL  
できます

必要書類送付

下記必要書類ご準備の上、保証事務局までFAX/メールにてお送りください  
①車検証(写) ②点検記録簿(写) ③納車前整備チェックシート  
④申込書(紙) ※データでサインいただいている場合は不要

[ FAX: 0568-87-6798 ]  
[ ☐: warranty@nal-mt.co.jp ]

必要書類送付期限:

名義変更から2週間以内にお願いします

①車検証(写)



②点検記録簿(写)



③納車前整備チェックシート



申込審査

審査の結果、ご契約に際し不備等があった場合、ご連絡させていただきます。  
※問題ないことが確認できましたら、審査通過のご連絡とご請求書を発行させていた  
だきます

※不備等があった場合、原則 翌々営業日までにご連絡致します

お振込み

書類確認後、販売店さまへご請求書をお送りさせていただきます。(メール)  
ご請求金額をご確認の上、弊社指定口座へお振込をお願いいたします  
※請求書は 原則 翌々営業日までにお送り致します  
※不備連絡もしくは請求書が2営業日を過ぎても到着しない場合はお手数をおかけしま  
すがご連絡ください  
※お振込みは、請求日より2週間以内にお願いします  
(期日が過ぎたものは、お申し込みがなかったものとして取り扱いさせていただきます)

保証書発行

修理保証書は、保証料金の着金が確認でき次第お客様へメールにてお送りさせていた  
だきます  
(販売店さまへは 控え をお送りいたします)  
※保証書は着金確認でき次第、2~3営業日後にお送り致します

## ● 全体の流れ(不具合発生)

不具合発生

お客様から不具合の申し出があった場合、  
 ① 自社SS(整備工場)又は、提携整備工場へ入庫してください  
 ② ①以外の場合は、弊社コールセンターへご連絡ください  
 →事務局からお客様に工場をご紹介します(お客様のご連絡先をご連携願います)



不具合確認

お客様がご自身で不具合を申し出る場合は、保証書記載のQRコードもしくは  
 弊社コールセンターまでご連絡を誘導してください  
 【保証受付コールセンター 0120-021-023】

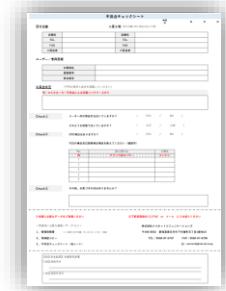


保証修理申請

お見積り/車検証写し/不具合チェックシート をFAXにてお送りください  
 【 FAX: 0568-87-6798 】  
 ※不具合チェックシートはお申し込みインターフェースTOPよりDLできます



お見積り



保証判定

不具合確認の後、保証判定結果をお伝えします  
 ※保証判定は原則 翌営業日までにお伝えします



保証修理

保証修理になった場合は弊社より修理依頼をいたします



修理完了

修理完了した後、お客様とお打ち合わせの上、車両をお戻しください



ご請求

弊社へ保証修理分のご請求書をお送りください



修理費お支払い

お支払いは請求書到着後 当月末 or 翌月 15日 までにお支払いいただきます  
 ※請求書到着が①10日までの場合、当月末  
 ②25日までの場合、翌月15日 にお支払いいただきます  
 (お支払い日が土日祝の場合は①は前営業日、②は後営業日となります)

## ● 注意事項

- ▶ 修理後の保証申請はお支払いできません
  - └ 保証修理の際は、必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- ▶ 見積費用、代車費用、レンタカー費用はお支払いできません
  - └ 診断料、レッカーアクセス料、廃棄費用、交通費、営業損失補填等もお支払いできません
- ▶ 修理時には再生部品も使用します
  - └ 修理に必要な部品は原則当社が手配します
- ▶ 車両引渡しまでに車両に不具合の無い状態にしてください
  - └ 保証成立以前に発生していた不具合は保証の対象外になります
- ▶ 改造車や、業務使用目的の車両は対象外です
  - └ 販売店代表者の親族や従業員も対象外となります 詳しくは対象内車両をご確認ください
- ▶ 法令で定められた定期点検整備 が実施されていないときには、本保証の適用はできません
  - └ 法定12ヶ月/24ヶ月点検は必ず実施してください

## 保証対象外の事例

次の各号のいずれかに該当する現象、又は不具合の原因が次の各号のいずれかに起因する場合

- ◆ 経時変化により発生する現象
  - …錆(サビ)、自然退色、変色、劣化、腐食、黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等
- ◆ 機能上、又は走行上影響しない現象
  - …自動車検査登録制度上(以下、「車検」という)問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等
- ◆ 外観上の現象
  - …浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等
- ◆ 運転の仕方に起因する現象又は故障か否かの判断基準に乏しい現象
  - …燃費不良、パワー不足、動きが硬い又は浅い、タイヤの片減り、車体不安定等
- ◆ 法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合
- ◆ 工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)
- ◆ 通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合
- ◆ 日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合
- ◆ 改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合
- ◆ 車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合
- ◆ 日常点検整備(高速走行時前点検含む)、又は法令で定められた定期点検整備、若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備を実施しなかったことにより発生した不具合
- ◆ 利用規約 第15条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品
- ◆ 車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品  
(社外部品、純正流用部品等)。
- ◆ コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品
- ◆ 改造部品、及びその改造部品が関わる機器すべて
- ◆ 点検整備、修理作業の不備又は間違い
- ◆ 点検作業中又は整備作業中の過失
- ◆ 車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施
- ◆ 車高変更、エンジンチューンナップ等の改造
- ◆ 車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け
- ◆ レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと
- ◆ 林道等の悪路にて車両を常用したこと
- ◆ 乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと
- ◆ いたずら、盗難、冠水等
- ◆ 地震、台風、水害等の天災
- ◆ 飛行機部品等の落下物による損傷
- ◆ 車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用
- ◆ 煙草、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因
- ◆ 車両の修復(板金塗装等)
- ◆ 衝突や接触による損傷又は事故
- ◆ 業務の用に車両を使用したこと
- ◆ 使用者の故意、又は過失によるもの。  
(認証/指定工場以外での部品交換修理に起因する故障、等)

# ● 利用規約

特別規約 ※契約者の方へ 事前に内容をご了承いただいたうえで、お申込みください。

車両の購入者(以下「甲」という)、甲が車両を購入した販売会社(以下「乙」という)及び株式会社ナルネットコミュニケーションズ(以下「丙」という)は、丙が提供する中古車保証制度 エネカー保証(以下、本保証という)について、次の事項を確認する。

## 第1条 (保証を求める場合)

甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。但し、車両の引渡し段階において既に発生、又は認知されていた不具合、及び乙との契約、約束事項の不履行等に該当する事柄に関しては、甲は乙に対し、当該不具合の修理や契約履行を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は本保証の適用責任を一切負わないものとする。

## 第2条 (保証実施の流れ)

甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めるときには、甲は丙に、事前の承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならぬものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は一切負担しないものとする。

本保証の適用となる主な費用例)点検費用、見積費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカーアクセス費用、交通費、営業損失補填、等

2. 甲が丙に事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、本保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、丙は係る金銭の負担も一切しないものとする。

3. 本保証の適用により車両不具合の修理を求めるときには、甲本人からの申告、連絡を要すものとし、甲本人以外からの申告、連絡事項は、丙は一切受理しないものとする。

## 第3条 (変更の届出)

甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

## 第4条 (保証期間)

保証期間は、甲へ使用者変更した自動車検査証(以下、「車検証」という)上の登録年月日(変更登録日)を起算日とし、契約内容に応じ、1年間プランの場合は1年間、2年間プランの場合は2年間、3年間プランの場合は3年間をもって終了するものとする。

例)2年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2025年7月1日の場合、保証期間は、2027年6月30日まで。

2. 前項の規定にかかわらず、2年間プラン、及び3年間プランで契約した場合においても、第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」の「電装装備品」欄に記載のある部品の保証期間は、保証の起算日から1年間をもって終了するものとする。

## 第5条 (保証の上限金額・走行距離制限)

1. 保証期間内における累積での保証適用上限金額は、消費税を含み1年プランの場合は50万円、2年プランの場合は80万円、3年プランの場合は100万円までとする。

2. 保証適用上限走行距離は、車両の総走行距離が20万kmに達するまでとする。

3. 本保証修理の適用となった1事象に対する不具合の修理費用が、修理時の車両時価額を超える場合、車両時価額を超える部分の本保証の適用はないものとする。尚、その際の車両時価額の算出には、新車時車両本体価格に初度登録年からの経過満年数を除した額に、5を乗じた額を用いるものとする。

例)新車時車両本体価格が200万円の車両で、満10年が経過した時点での車両時価額は、 $200\text{万円} \div 10\text{年} \times 5 = 100\text{万円}$ 。

4. 保証適用上限金額に達した場合、保証契約は満了となり、以後本保証により保証を受ける権利は自動的に消滅するものとする。

## 第6条 (属性)

甲は、本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を第三者に移転することはできないものとする。

2. 受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいすれにも該当しないこととなったときには、受益権は自動的に消滅するものとする。

## 第7条 (身分証明書等の呈示)

甲が本保証の適用により車両の修理を求めたときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の呈示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

## 第8条 (本保証適用除外事由)

次の各号のいずれかに該当する現象、又は不具合の原因が次の各号のいずれかに起因する場合においては、本保証の適用はないものとする。

ア・経時変化により発生する現象。…錆(サビ)、自然退色、変色、劣化、腐食、黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。

イ・機能上、又は走行上影響しない現象。…自動車検査登録制度上(以下、「車検」という)問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。

ウ・外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。

エ・運転の仕方に起因する現象又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…燃費不良、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減り、車体不安定等。

オ・法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。

カ・工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。

キ・通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。

ク・日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。

ケ・改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。

コ・乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。

サ・日常点検整備(高速走行時前点検含む)、又は法令で定められた定期点検整備、若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備を実施しなかったことにより発生した不具合。

2. 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。

ア・第15条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。

イ・車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品(社外部品、純正流用部品等)。

ウ・コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。

エ・改造部品、及びその改造部品が関わる機構すべて。

3. 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。

ア・点検整備、修理作業の不備又は間違い。

イ・点検作業中又は整備作業中の過失。

ウ・車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施。

エ・車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。

オ・車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。

カ・レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと。

キ・林道等の悪路にて車両を常用したこと。

ク・乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。

ケ・いたずら、盗難、冠水等。

コ・地震、台風、水害等の天災。

サ・飛行機部品等の落下物による損傷。

シ・車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。

ス・煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。

セ・車両の修復(板金塗装等)

ソ・衝突や接触による損傷又は事故。

タ・業務の用に車両を使用したこと。

チ・使用者の故意、又は過失によるもの。(指定工場および認証工場以外での部品交換、修理に起因する故障、等。)

4. 法令で定められた定期点検整備が実施されていないときには、本保証の適用はないものとする。

## ● 利用規約

### 第9条（保証契約の解除）

丙が下記各項のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は甲との間の保証契約を即座に解除することができるものとし、以後の本保証の適用はしないものとする。また丙は本保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。

ア・甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。

イ・本保証加入後に第10条2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。

ウ・本保証加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。

エ・甲が故意又は過失により不実の申告を行ったことが判明した場合。

オ・本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。

2. 甲は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

### 第10条（改造車両）

甲は、本条2項の「改造車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。

#### 2. 改造車両の定義

ア・燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトブーリー・コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。

イ・ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。

ウ・違法な改造が施された車両。

エ・車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両。(福祉車両を除く。)

### 第11条（保証適用の判定と範囲）

保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。

2. 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第15条「保証対象部品一覧表」(以下「保証対象部品一覧」)に記載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象部品一覧」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。

3. 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。

4. 不具合が発生した主原因部品が保証適用となつた際ににおいて、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はないものとし、保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用とする。

例)1箇所のショックアブソーバより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。

### 第12条（部品の交換）

本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用ができるものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合には、再生部品(リサイクル、リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新商品等を用いることがあるものとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものを使用することとする。

2. 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となつたとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。

3. 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。

### 第13条（個人情報の取扱い）

甲は、丙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報(以下「個人情報」という)を次の各号の目的に利用することに同意する。

(1)本保証にかかる各種案内(保証期間の満了)の提供。

(2)本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存。

(3)車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務(車両状態の確認連絡)の遂行。

(4)車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供。

(5)甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。

(6)サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。

(7)サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析(※1)。 ※1集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行わない。

2. 甲は、次の各号に定める場合において、丙が個人情報を第三者に提供することに同意する。

(1)甲本人の同意がある場合(ウェブでの同意も含む)。

(2)統計的なデータ等、甲本人を識別できない状態に加工して利用する場合。

(3)法令に基づき開示、提供を求められた場合。

(4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合。

(5)国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(6)丙と守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場等)に対し、第1項において甲に明示した利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合。

3. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は以下の通りとする。

株式会社ナルネットコミュニケーションズ 保証事務局

〒486-0852 愛知県春日井市下市場町五丁目1番地7 電話番号 0568-87-6797

### 第14条（管轄裁判所）

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは名古屋簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### 第15条（保証対象部品一覧表）

※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、当社の事前承認が必要となります。

※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとなります。

※保証対象部品であっても、特別規約第8条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。



## ● 販売店向けガイドライン

# 中古車保証サービスガイドライン

本ガイドラインは、株式会社ナルネットコミュニケーションズ(以下「当社」という)との間に業務委託契約を締結した販売店が、当社が提供する、中古車保証制度(以下、「本保証」という)を取扱う際に遵守すべき事項を定めるものである。

### 第1章 販売取扱要領

#### 第1条(販売要件)

販売店は、当社との間に有効な業務委託契約を締結していることを要する。

#### 第2条(販売時の遵守事項)

販売店は、本ガイドラインおよび特別規約(保証書裏面記載事項・お客様開示約款)の内容を理解し遵守すること。

ユーザーへ販売斡旋する際は、特別規約の内容を説明し、同意を得ること。

保証申込書類は契約期間中保管し、当社から求めがあれば呈示すること。

当社は、販売店が本ガイドラインに違反した場合、またはユーザーの特別規約違反を知りながら販売斡旋した場合、本保証の提供を停止できる。この場合、当該ユーザーに対する保証は、第15条第3項の定めに従い、販売店の責任と費用負担にて行うものとする。

累積の契約総数に対する修理申告件数が当社の定める基準を超えた場合、当社は申込を拒否できる。

#### 第3条(免責事項・販売店の責任)

対象車両のユーザーへの引渡し時点以前に既に存在する不具合については当社免責とし、販売店が販売者責任として保証修理を負う。

保証適用範囲は特別規約に従う。

#### 第4条(保証の効力発生・開始日・申込期限)

本保証の効力は、当社が保証料の着金を確認した時点で発生する。

本保証の開始日は、車検証記載の登録年月日(名義変更日)とする。

申込は一般消費者への中古車両販売時に限り、名義変更日より2週間以内に行う。期限経過後は申込不可とする。

販売店は請求書送達日から2週間以内に保証料を振込むものとする(手数料負担は販売店)。

支払期限経過時は申込無効とし、申込書類は当社の指示に従い返却または破棄する。

#### 第5条(納車前点検義務)

法定点検(12ヶ月/24ヶ月)および当社が別途指定する点検を行う。

前項の点検の際に、本保証の適用範囲に不具合があれば修理し、保証適用可能な状態で引渡さねばならない。

#### 第6条(申込条件[車両・契約者])

本保証の受付は、次の各号のすべてに該当する場合に限るものとする。

1. 別途定める対象外車種でないこと
2. 国内メーカーが製造、及び国内正規新車販売特約店(新車ディーラー)を通じ販売された車両であり、年式13年未満・累積走行距離13万km以下であること
3. 軽自動車の場合で、初年度登録年月の月の登録表示がない場合は、12月登録とみなす
4. 並行輸入、逆輸入の類(排ガス指定型式、型式指定番号、類別区分番号、等の登録が無いもの。)の車両でないこと
5. 原動機の燃料形式がガソリン、ディーゼル、又は電気とのハイブリッド車であること(天然ガス、LPG、電気自動車等は不可。)
6. 第8条に定める改造車両でないこと
7. 個人が日常レジャー・通勤の目的で利用する車両であること(業務使用や法人リース不可)
8. 契約者が販売店関係者でないこと(販売店代表者の2親等以内の者、従業員等)
9. 契約者が反社会的勢力またはそれに準ずる者でないこと

#### 第7条(保証料)

当社が別途定める料金表に従う。

#### 第8条(改造車両定義)

次の各号につき、車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。

燃料コントローラー、加給圧(ブースト)コントローラー

インタークーラー、インジェクター

ウエストゲートバルブ、ターピン

スーパーチャージャー、キャブレター

カムシャフト、カムシャフトプーリー

コンピューター、ロールバー

エアサスペンション、エアサスペンションコントローラー

次の各号の加工、または加工歴が確認された車両。

ハイドロリックスサスペンション、ハイルーフ

ボディーリフトアップ、

シフト変更

エンジンボアアップ

道路運送車両法第99条の2に定める不正改造が施された車両。

道路運送車両の保安基準に適合しない状態の車両(例:灯火類の色の変更、消音器の取り外し、窓ガラスへの着色フィルムの貼付等)

車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両。(福祉車両を除く。)

## 第2章 保証取扱要領

### 第9条(保証期間におけるユーザー対応)

販売店は、ユーザーから本保証の適用に関する申出や修理依頼を受けた場合、速やかに当社に連絡しなければならない。

販売店は本保証の適用について自ら判断・受付を行ってはならず、以降の対応は当社が行う。

### 第10条(修理実施先)

整備工場は当社が選定・指示する。なお、必要に応じて整備工場の変更指示を行うことがある。

当社の指示に基づき販売店にて修理を行う場合、販売店が運輸局長からの認証、あるいは指定を受けた自動車分解整備事業者であることを表明・保証しなければならない。

メーカー保証等、他保証制度の適用を受けられる場合は、そちらを優先しなければならない。

### 第11条(保証修理の申請・承認および調査協力)

必ず当社の事前の承認を得たうえで作業を行わなければならない。

当社の事前の承認を得ずに修理への着手、部品の手配、整備工場への作業着手指示を行った場合、当社は当該作業につき一切の費用を負担しないものとし、販売店の責任と費用負担にて対応しなければならない。

当社の求めに応じ、保証修理の適用可否判断の際に、当該不具合個所の写真、使用部品の型式品番情報、故障診断の手順書、診断結果情報等の提示を提出しなければならない。

当社は保証適用申請の内容につき、整備工場や契約者への不具合聞き取り等調査を行うことができる。

### 第12条(証憑提出)

当社は本保証を適用する修理に関する修理中の写真・部品仕入納品書等の提出を求めることができ、正当な理由なく1ヶ月以内に提出がない場合は当該修理に係る費用を支払わない。

納車前整備チェックシート特記事項にて指摘のあった不具合に本保証を適用しようとする場合、納車前に然るべき修理処置を行ったことが確認できる証憑を提出しなければならず、提出なき場合は本保証を適用せず、販売店の責任と費用負担にて対応するものとする。

### 第13条(納品書・請求書)

修理後は速やかに納品書・請求書を当社へ送達すること。

当社は、前項の請求書受領の翌月末日までに振込送金の方法にて支払う(手数料当社負担)。

保証適用申請の受付日の翌月末までに請求書および当社が指定するその他の書類の提出がない場合、または当該未提出がやむを得ない事由に起因する旨の連絡がない場合は、当該保証修理は行われなかつたものとみなし、以降これに関する反証は一切認められないものとする。

### 第14条(部品の取扱い)

本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、必要な部品の供給は当社が行うものとする。ただし、当社より指示のある場合は、販売店にて当該部品を手配する。

前項ただし書きの場合、可能な限り2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用をするものとする。ただし、リサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リサイクル、リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることを認める。

## 第3章 共通事項

### (保証契約の解除)

当社が保証申込の受理後に下記各項のいずれかに該当する事実を認め、契約者との間の保証契約を解除した場合、当社は販売店に対し遅滞なく報告するものとし、以降の本保証に関するユーザー対応を行ってはならない。

契約者が本保証を悪用したと当社が認めたとき。

本保証加入後に第8条(改造車両定義)に定める改造車両となった場合。

本保証加入後に、契約者が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。

本保証加入後に、契約者が販売店の従業員、あるいは従業員と2親等内の血縁関係にあったことが発覚した場合。

販売店がユーザーより本保証に関する契約を解除する申し出を受け付けた場合は、遅滞なく当社へ連絡し、以降の対応は当社にて行い、販売店は一切の対応を行ってはならない。当該ユーザーに関する販売店の行為につき、当社は責任を負わない。

販売店が本保証を悪用したまたは本保証に関し不正があったと当社が認めた場合、以降当該本保証については販売店の責任と費用負担において、同内容の保証をユーザーに提供しなければならない。

### (本ガイドライン・保証料の改訂)

当社は本ガイドライン・保証料を予告なく変更することができる。

前項の場合、当社は遅滞なく販売店へ連絡する。

### (管轄裁判所)

本ガイドラインに関し紛争が生じ、訴訟の必要があるときは、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

# 申込書

## 個人情報保護に関する確認

1)お客様は、当社が、申込書に記載された車両その他の本サービスにおいて取得したお客様の個人情報(以下、「個人情報」といいます)を本サービス提供の利用目的の範囲内で利用することに同意します。

2)お客様は、当社が本条第1項記載の利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者(以下、「委託先」といいます)に、「個人情報の取扱いを委託することに同意します。なお、委託先は、委託された業務以外に個人情報を使用しないものとします。

3)当社は、お客様の個人情報を、事前にご本人の同意を得ることなく、第三者(本条第2項の場合を除きます)に提供しません。ただし、お客様は、当社が一人の生命、身体または財産の保護に必要があり、お客様ご本人の同意を得ることが困難な場合、当社の権限または地方公共団体の権限がある場合、または法令の定めに基づく場合には、個人情報の第三者提供を行うことがあることに同意します。

以上

## 反社会的勢力の排除に関する確認

1)お客様は、その車両が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはこれららの密接交際者および過去に民事・行政問題等に涉及した行為で不适当な要求行為を行った履歴のある者など(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます)に該当しないことを表明し、且つ、お客様は、暴力団等反社会的勢力との取引に該当しないことを誓約します。

2)お客様が、暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、販売店の認識の有無にかかわらず、本サービス契約の申込みを拒絶し、または本サービス契約を無効で解除することがざるのとします。この場合には本サービスの利用かつ修理保証サービスガイドライン(約款)7条解約の条文は適用いたしません。

以上

## 重要事項説明

1)対象車両に不具合が発生した場合、かかる不具合が、契約内容に応じて保証対象部品・箇表に記載のある部品が主原因として生じたものであるときに、保証期間内に限り、当該不具合の修理を求めることがあります。

2)車両の引渡し段階において既存契約、又は認知され、契約会社との契約、約款事項の不履行等に該当する事項に関しては、契約者は、販売店に対する修理・交換の修理を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、当社は本保証の適用責任を一切負わないものとなります。

3)お申し込みの車両は、改造車ではない、業務使用目的の車両ではないものとします。

4)車両の引渡し段階において電装装置品の正常な作業能の説明を受けたものとします。

5)車両不具合の修理を求めるときは、契約者は当社に、事前の承認を得るものとします。

6)点検費用、見積費用、故障診断費用、修理物処理費用、代車費用、レンタカー費用、交通費、営業損失補填、等

7)本保証の適用除外です。

8)保証期間内における累積での保証上限金額は、消費税を含み1年プランの場合は50万円、2年プランの場合は180万円、3年プランの場合は100万円までとし、保証適用上限金額に達した場合、保証契約は満了となり、以後本保証により保証を受ける権利は自動的に消滅するものとします。

9)本保証の適用により車両の修理を始めたとき、当社は、契約者に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の呈示を求める場合があります。ご示呈いただけない場合には、当社は車両の修理を拒むことができるものとする。

10)本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行ったときに、新品の部品(限らず、サイクル(中古)部品や再生部品(サイクル、リビルト、リナンク等)で呼ばれる部品等)を用いることがあるものとし、修理に必要な部品は、原則当社が供給するものを使用することとする。

以上

## 申込書(エネカー保証)

車両情報		お客様情報	
車名	車台番号	申込日	年 月 日
		車両状態	プラン名
		排気量	保証年数
		経年走行数 (初度登録~)	走行距離
		見積額	
販売店	TEL		
	メールアドレス		
住所			
担当者			
保証会社名	会社名	株式会社ナルネットコミュニケーションズ	
住所		愛知県春日井市下市場町5丁目1-16	

### [お客様確認欄]

- ① 各種事項の内容を確認した  
 ※各種事項:「特別規約」「個人情報保護に関する確認」「反社会的勢力の排除に関する確認」「重要事項説明」

- ② 申込車両は改造車ではない  
 はい

- ③ 申込車両は業務使用目的の車両ではない  
 はい

- ④ お客様(契約者)は販売店代表者親族や従業員ではない  
 はい

私は、各項目の内容について確認の上、保証に申し込みます。



# 納車前整備チェックシート



## 納車前整備チェックシート

お客様名			
車種		車台番号	
登録番号		初度登録日	
販売店			
担当者		連絡先	

### 【注意事項】

- ・下記チェック項目については、**納車前**に必ず確認をお願いいたします。
- ・確認時に不具合や故障している場合は、**必ず修理**をお願いいたします。
- ・確認漏れや修理漏れがあった場合は**保証の対象外**となります。
- ・当チェックシートを車検証・点検記録簿とともに、下記番号へFAXをお願いいたします。

### 【チェック項目】

	○	△	×
1 パワーウィンドウの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 ドアロックの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 キーレスの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 電動スライドドアの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 パワーシートの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 サンルーフの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 ワイパーの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 純正オーディオの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 純正ナビゲーションの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 シートベルトの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 各ライトの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 各種チェックランプの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 エアコンの作動状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○:問題なし △:整備済み ×:該当なし

### 【保証会社】

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

愛知県春日井市下市場町5丁目1-16

TEL: 0568-87-6797

FAX: 0568-87-6798

# 不具合チェックシート

## 不具合チェックシート

申請日 年 月 日

受付店舗

入庫工場 (受付店舗と同じ場合は記入不要)

店舗名		店舗名	
TEL		TEL	
FAX		FAX	
ご担当者		ご担当者	

ユーザー／車両情報

お客様名	
登録番号	
車台番号	

不具合状況 (不具合箇所と症状を記載してください)

例：オルタネーター不具合による早期バッテリー上がり

Check①

メーター内の警告灯は点いていますか？

( YES / NO )

どのような状態で点いていますか？

( 点灯 / 点滅 )

Check②

DTC検出はありますか？

( YES / NO )

YESの場合自己診断検出項目を教えてください（複数可）

No.	検出部位名	分類名
例	クラシクセンサー	エンジン
1		
2		
3		
4		
5		

Check③

その他、お気づきの点はありませんか？

①申請に必要なデータをご準備ください

②下記事務局あてにFAX or メール にてお送りください

<申請時に必要な書類／データなど>

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

1. 修理見積書 (ご入庫時の走行距離、申し出のあった日付 記載)

〒486-0852 愛知県春日井市下市場町五丁目1番地16

2. 車検証コピー

TEL : 0568-87-6797 FAX : 0568-87-6798

3. 不具合チェックシート（当シート）

✉ : warranty@nal-mt.co.jp

【保証判定結果】※事務局記載

○保証適用項目

\_\_\_\_\_

×保証適用外項目

\_\_\_\_\_



【エネカー保証 サービス提供元】

株式会社ナルネットコミュニケーションズ  
〒486-0852 愛知県春日井市下市場町五丁目1番地16

TEL:0568-87-6797 FAX:0568-87-6798

E-mail: [warranty@nal-mt.co.jp](mailto:warranty@nal-mt.co.jp)

